

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



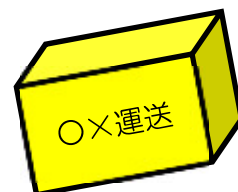
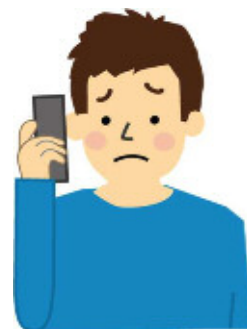
身に覚えのない荷物が届いた！

～注文していない荷物の受け取りにご注意～



【事例①】家族あてに代金引換で消毒液が届いたので、本人の代わりにお金を払い商品を受け取った。帰宅した本人に聞くと注文していないという。品物を返すので返金してほしい。

【事例②】海外から私あてに荷物が届いた。開封するとブランドのロゴ入りマフラーが入っていた。偽物であることは明らかだ。送り主には心当たりはなく、請求書は入っていないが、受け取った商品はどうすればよいか。



アドバイス

コロナ禍で、インターネットショッピングなどの通信販売が以前にも増して利用されており、事例のような「心当たりのない商品が突然送られてきた」という相談が多く寄せられています。

事例①のように、家族あてに荷物が代金引換で届いた場合は「本人に確認を取りたい」と配送業者に伝え、一旦持ち帰ってもらいましょう。その際、送り状に記載されている情報を控えておくとい良いでしょう。

事例②の場合、代金を請求されないケースが多く、意図が不明な場合がほとんどです。海外から送られてきた商品が偽物だった場合は、送り返すと税関などでトラブルになる可能性があるため、保管して様子を見ましょう。処分の方法などに迷うことがあれば、消費生活センターにご相談ください。



発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで

(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情



〈土曜・日曜の相談窓口〉(年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉(年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで

表面もご覧ください!